

平成 18 年 10 月 2 日

## 作業員の負傷について

平成 18 年 10 月 1 日午前 5 時 50 分頃、定期検査中の 2 号機圧力抑制室において、協力企業作業員がトタン板で右手中指を負傷したため、業務車にて病院へ搬送いたしました。

確認の結果、当該作業員は潜水作業を終えたダイバーのダイバーズーツを水洗いし、床面に垂れた水の拭き取り作業を実施した際、床面を養生していたトタン板の端に右手中指を接触させ負傷（約 1 cm の切創）したことがわかりました。

対策として、トタン板をゴムマットで養生するとともに、本事例を関係者に周知し、注意喚起いたします。

なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上